

## 令和2年度 第1回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会

日時：令和2年8月7日（金） 10：00～12：00

場所：松本市役所 第3委員会室

○会長は向井専門員、副会長は三村専門員

議事および発言要旨

### （1）第4期松本市地域福祉計画について

- ・新しい計画は住民にどこまで周知する予定か。市の第1期計画の前に地区の計画を作り、その後も計画を確認しながら活動しているが、市の2期以降の計画をあまり知らない。  
→ 計画は市の計画であり、地区住民に何かしてもらおうためのものではない。住民の皆さんにとっては地区計画が重要だが、市の計画と地区計画との関係性は整理したい。
  
- ・いずれにせよ、計画の内容は住民に丁寧に説明してほしい。
- ・市が決めたことを地域に下すという印象はぬぐえないかもしれない。
- ・特定の団体ごとではなく、地区単位で各種団体の代表者を集めて説明し、「では自分たちはどうするか」と考えるように説明してほしい。
- ・住民主体の活動をすればするほど専門対応が必要なケースの発見も多くなる。その時の連携先を知っておくことは活動をする上でも安心感につながる。ただし「全部専門職がやります」という印象を与えてはいけない。
- ・更生施設の入居者が、地域住民と接点を持つことは、現在はほぼない。
- ・人口減少の影響は、福祉にとどまらないはず。松本市の地域づくりセンターの位置づけをどのように考えるか。  
→ 福祉ひろばは「住民主体の福祉活動」の拠点であり、地域づくりセンターは、「住民主体の福祉以外の活動」も含めて支援するために設置されたが、新たな社会福祉法では、「福祉以外の分野（商工、農林水産、防災、社会教育等）との連携や、生活困窮、自殺対策、再犯防止等への対応も示唆されており、結果として松本市の定義する「地域づくり」と社会福祉法の「地域福祉」の範囲は同じになった。公民館と福祉ひろばを含む地域づくりセンター体制は、幅広い分野の住民活動を支援できる上、本庁や外部の専門対応を要請できるため、我が事・丸ごと地域共生社会を実現していく上で優位な資源であると考えられる。

### （2）避難行動要支援者名簿の取り扱い状況について

- ・特になし

### （3）地区福祉ひろば事業振興業務委託料の見直しについて

- ・特になし